

# 5月29日から農作物等における 残留農薬規制の制度が変わりました!

食品衛生法が一部改正され、ポジティブリスト制が平成18年5月29日に施行になりました。

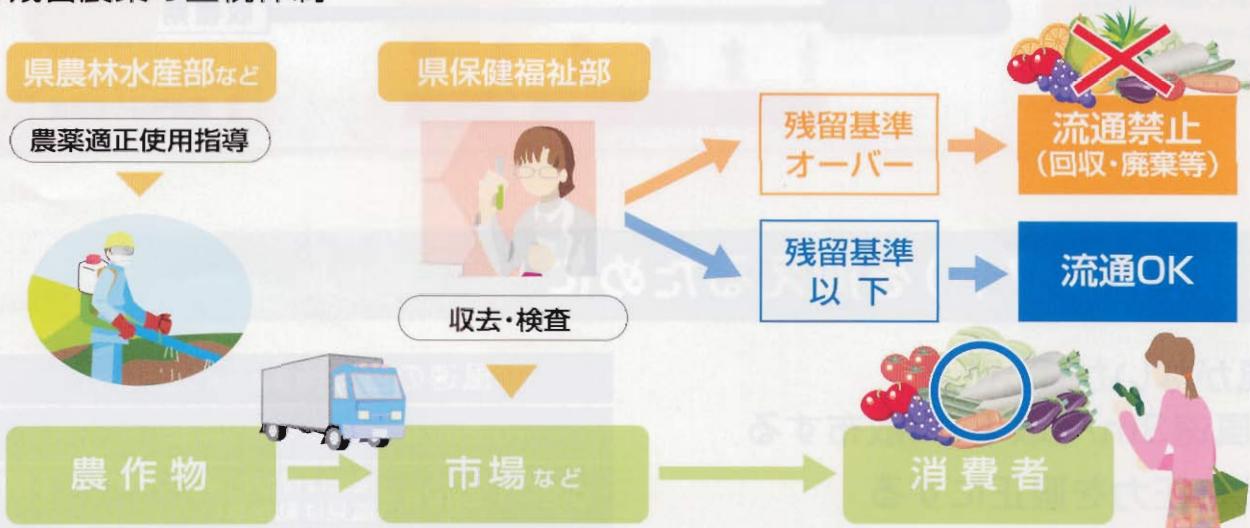
## 「新しい残留農薬規制(ポジティブリスト制)」とは…

すべての農薬等に残留基準を設定し、農薬等が一定量以上残留する食品(農産物等)の販売等を原則禁止する制度です。

残留基準を超えた農産物は食品衛生法に基づき、**流通禁止となり、すでに流通した農産物は回収等の措置が必要となります。**

残留農薬の監視体制については下のとおりとなっております。

### ■ 残留農薬の監視体制



収穫した農作物は市場等で必要に応じ保健所の職員が収去し、県の衛生研究所等で残留農薬の分析が行われます。分析の結果、残留基準を超えたものは回収・廃棄等の措置が行われます。

また、この検査は、出荷先である東京都など各都道府県でも同じように実施されています。  
農作物の残留基準を超えないよう農薬を適正に使用しましょう。

農薬に関して不明な点がある場合は下記の関係機関までお問い合わせ下さい。

#### 最寄りの 地域農業改良普及センター

〈水戸・笠間・常陸大宮・常陸太田・鉾田・行方・稲敷・土浦・つくば・筑西・結城・坂東〉

#### 最寄りの 各地方総合事務所 農業課、農林課 (県北・鹿行・県南・県西)

病害虫防除所

茨城県農林水産部 農産課



農林水産部農産課

平成18年6月

## 残留基準をオーバーしないために…

- 農薬の使用基準を守りましょう！  
(ラベルに書いてある適用作物、濃度又は使用量、使用時期、有効成分ごとの総使用回数を守りましょう)
- 散布した後は防除機具の洗浄を行いましょう！
- 隣の作物に農薬が飛散(ドリフト)しないように注意しましょう！
- 自分の田や畠等のまわりにある作物を調べて記帳しましょう！
- 周辺の田や畠の人と連絡をとりあって、農薬散布の計画を立てましょう！
- 農薬を使用する際には、周辺の作物となるべく共通に登録のある農薬を選択しましょう！
- 隣の作物の収穫期が近くなったら特に飛散に注意しましょう！



## 飛散(ドリフト)を抑えるために…

- 風がないか弱いとき  
(風速3m/s以下)に散布する
- 散布圧力を適正にする
- 飛散低減型のノズルを利用する
- 遮蔽シート・ネット等の設置をする
- ドリフトしにくい農薬への転換(例:粒剤への転換)を行う
- 圃場の端の散布は手散布等で実施する
- 緩衝地帯(ソルガム等の作付け)を設ける

風速の目安(気象ハンドブックより)	
~0.2m/s	まっすぐ煙が昇る。
0.3~1.5m/s	風向は煙がたなびくのでわかる程度。風見は動かない。
1.6~3.3m/s	顔に風を感じる。木の葉が動く。(枝は動かない)

## 記帳をしましょう！

- 農薬を使用するたびに必ず記帳し保管しましょう
- 収穫前に使用基準(特に収穫前日数)が守られているか確認しましょう
- 残留基準を超えた農作物は、ロット単位で回収・廃棄等になります  
記帳は、最小の被害で止めるためにも必要です